

# 75歳になったら自動的に加入 全員が後期高齢者医療制度へ

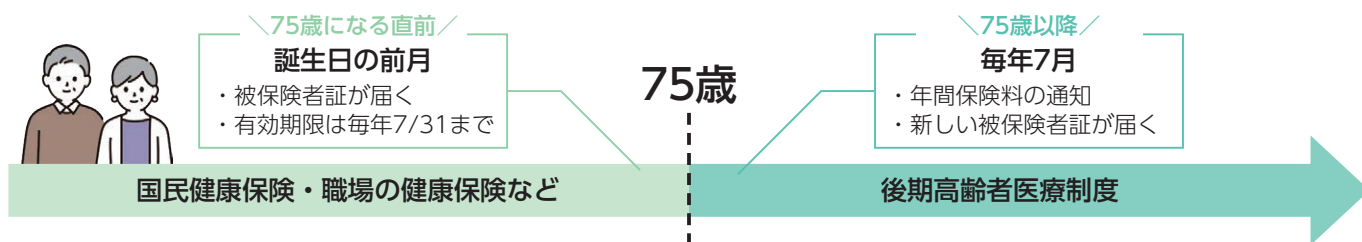
**問** 国民健康保険課  
保険料の決定 Tel.674-7075  
保険料の納付 Tel.674-7076  
上記以外 Tel.674-7079

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳以上で一定の障がいがある人を対象とする公的医療保険制度のこと。同制度の保険料や病院での自己負担について紹介します。

## 利用開始は75歳の誕生日から

75歳の誕生日当日からは、全ての人が後期高齢者医療制度に自動的に加入します。保険料は被保険者一人一人に対してかかり、毎年7月に年間保険料

の通知をしています。世帯内の所得水準によっては軽減される場合があります。軽減判定は毎年4/1の世帯状況で行います。



## 保険料の納め方

保険料の納付は原則として、公的年金からの天引きとなります。ただし、次の人は口座振替または納付書払いです。



- ・75歳になったばかり
- ・市に転入したばかり
- ・介護保険料が特別徴収になっていない
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の半分以上を超える

## まずは口座振替の申請を

公的年金からの天引きが開始されるのは、加入から半年～1年程度経ってから。それまでは口座振替または納付書払いです。納めに行く手間がなく、納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。口座振替の申請書類は、被保険者証と一緒に送ります。なお、国民健康保険で口座振替を利用していた人も、75歳になったら改めて口座振替の申請が必要です。

### 口座振替 3つのメリット



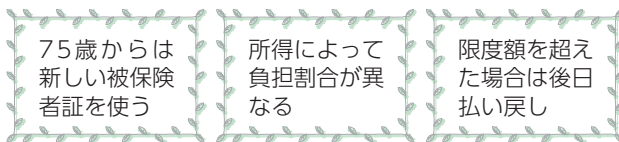
## 病院にかかるとき

75歳の誕生日以後は国民健康保険などの被保険者証は使えなくなります。新しく届く後期高齢者医療被保険者証を窓口で提示するか、マイナ保険証をご利用ください。



なお、医療費の負担割合は1～3割で所得に応じて異なります。また、1カ月ごとの自己負担限度額が定められていますので、限度額を超えて支払った場合は、申請により、高額療養費として後日払い戻します。

### 制度利用 3つのポイント



## CHECK

### 健診・歯科健診 無料で受診できます

毎年4月下旬に、無料の健康診査の受診券と歯科健診の案内を送付しています。また、年度内1回、人間ドック受診の費用も助成しています。



### 市職員がATMの操作を促すことはありません

市職員などをかたり、金銭をだまし取る還付金詐欺が発生しています。市がATMで還付金を返金することは絶対にありません。不審な電話があれば、国民健康保険課か下記にご相談ください。消費生活センター/Tel.682-0999 高槻警察署/Tel.672-1234

